各都道府県財政担当部長 各都道府県市町村担当部長 各指定都市財政担当局長

総務省自治財政局財務調查課長

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱の 一部改正について(通知)

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財務第89号)の一部を下記のとおり改正することとしますので、各地方公共団体におかれては、これに基づく取組の推進について格別の配慮をお願いします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対して本通知について速やかに御連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項(技術的な助言)に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1 令和5年4月7日(総財務第60号)付で改正した要綱について、第3項に改正に伴う条ずれの誤りが判明したことから、これを修正する。